

インスリン製剤の販売名変更について

インスリン製剤の販売名誤認による医療事故を防止するため、「インスリン製剤販売名命名の取扱いについて」(平成20年3月31日 薬食審査発第0331001号・薬食安発第0331001号)において、インスリン製剤の販売名命名の取扱い(原則)が規定され、一部のインスリン製剤の販売名が変更となりました。

<インスリン製剤の販売名命名の原則>

(1) [バイアル製剤]

「ブランド名」+「製剤組成の情報(R、N等)」+「注」+「100単位/mL」

(2) [カートリッジ製剤][キット製剤]

「ブランド名」+「製剤組成の情報(R、N等)」+「注」+「容器の情報(カート、キット等)」

薬物動態の異なる複数のインスリン製剤があるため、薬剤の
取り違い等により、低血糖や高血糖が発現するおそれがあります。
使用時や調剤時には、販売名をよく確認してください！

.....<過去の医療事故、ヒヤリ・ハット事例より>.....

<事例1> 組成(薬物動態)の異なる製剤の取り違い事例

- 「ノボラピッド注 **300** フレックスペン」と「ノボラピッド **30 ミックス**注フレックスペン」を取り違えてしまった。
- 「ノボリン**30R**注フレックスペン」を「ノボリン **R**注フレックスペン」と思い込んで調剤してしまった。

<事例2> インスリンバイアル製剤での「単位」と「mL」の勘違い事例

- **インスリン 8 単位 = 8mL** だと思い込み、10mL 用の注射器でインスリン **8mL** を吸引してしまった。
(注意: インスリン製剤はすべて、100 単位/mL = 1 単位/0.01mL です。)

<事例3> 「カートリッジ製剤」と「キット製剤」の取り違い事例

- 思い込みで、カートリッジ製剤とキット製剤を取り違えてしまった。

(注意: カートリッジ製剤には別途専用のインスリンペン型注入器が必要です。)